

岩手県告示第169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人劇団ゆう
- 2 代表者の氏名 菊田 第一
- 3 主たる事務所の所在地 滝沢市鶴飼細谷地146番地18
- 4 認定の有効期間 令和5年3月28日から令和10年3月27日まで